

財政福祉委員会 説明資料(2)

介護予防・日常生活支援総合事業
(新しい総合事業)について

平成27年12月18日

健康福祉局

目 次

	頁
1 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業） に係る国の考え方	
（1）新しい総合事業の趣旨	1
（2）新しい総合事業の概要	2
2 本市の新しい総合事業の検討状況	
（1）相談からサービス利用までの流れ	3
（2）介護予防・生活支援サービス事業の内容	5
（3）主な一般介護予防事業の内容	10
（4）新しい総合事業に関する広報	11
（5）今後のスケジュール（予定）	12
（参考）基本チェックリスト（名古屋市）	13

1. 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に係る国の考え方

※以下「介護予防・日常生活支援総合事業」を「新しい総合事業」といいます。

（1）新しい総合事業の趣旨

- 市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。
- 要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為は自立している者が多い。このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けしていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待される。
- 要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村の実施する新しい総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、「従前の介護予防訪問介護等」と「住民等が参画する多様なサービス」を総合的に提供可能な仕組みに見直す。

《根拠》

- ・介護保険法 第115条の45 第1項
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年3月31日 厚生労働省告示第196号）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日 老発0605第5号）

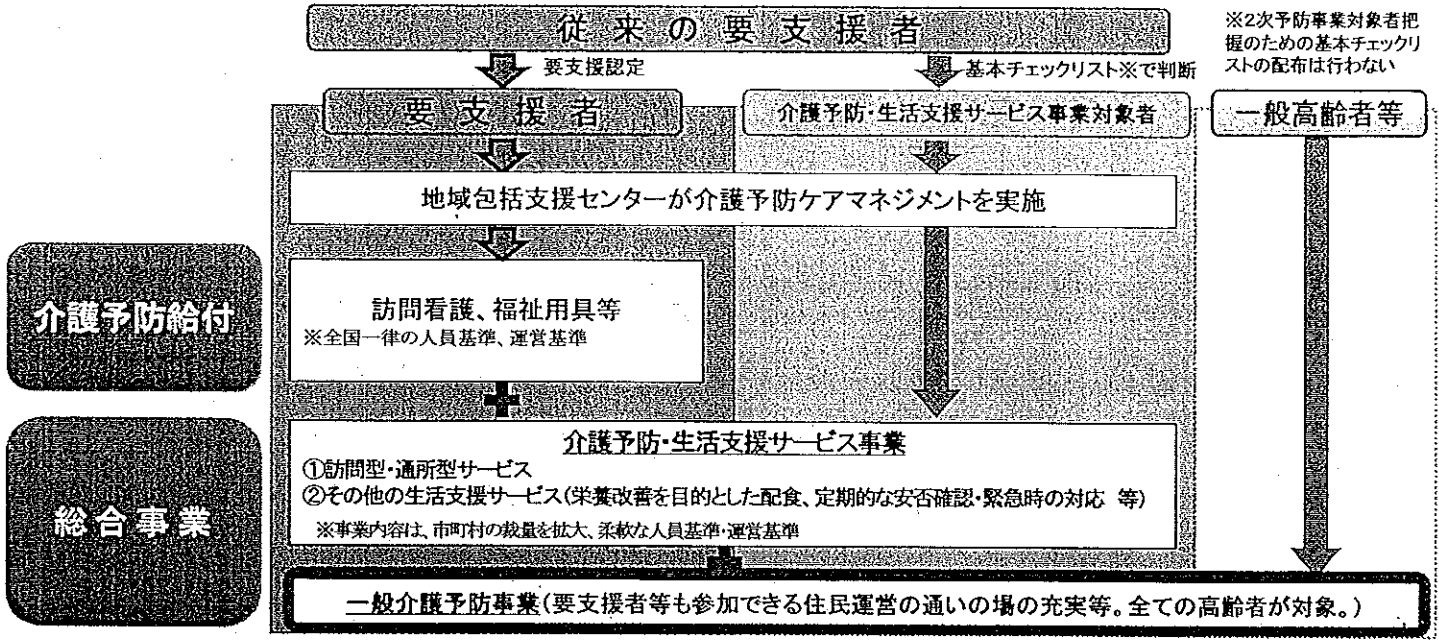
《実施時期》

- ・平成29年4月1日までに全市町村で実施
- ⇒本市は、平成28年6月1日から実施

(2) 新しい総合事業の概要

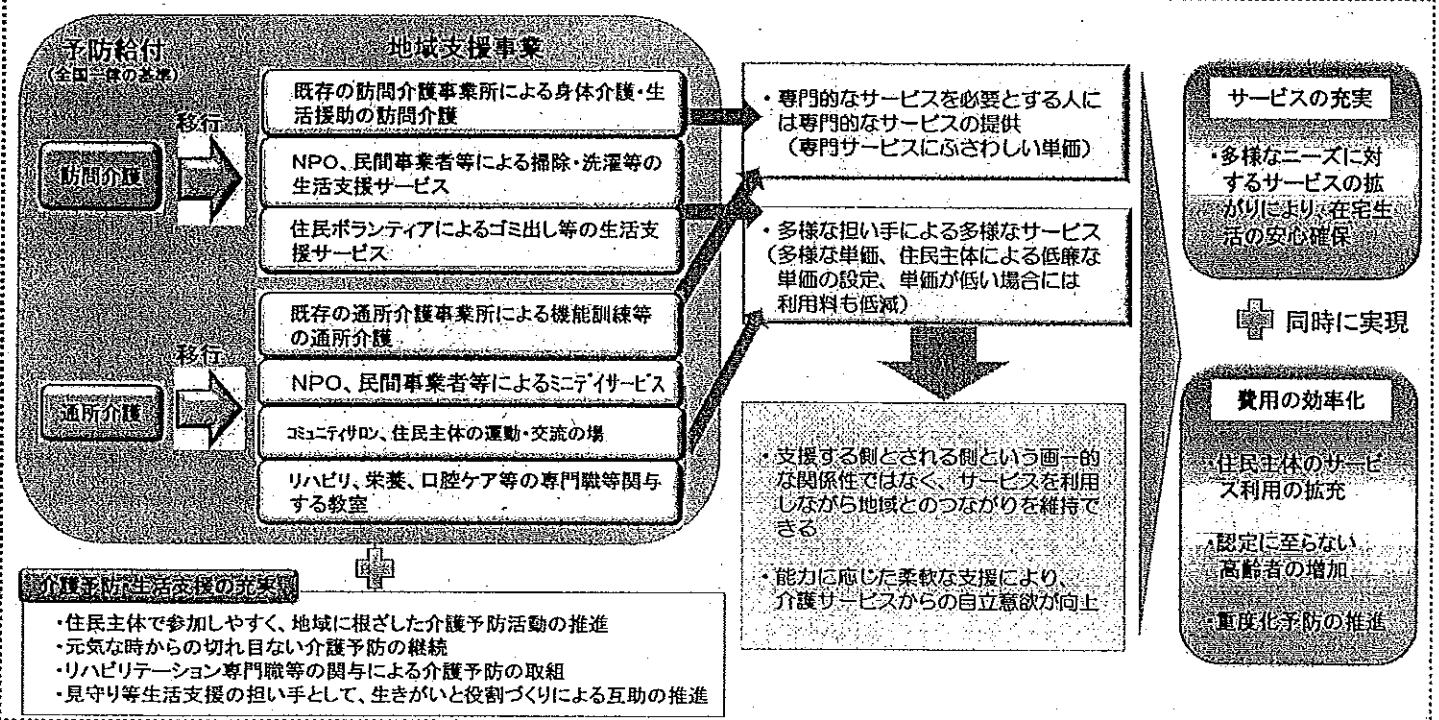
【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



2. 本市の新しい総合事業の検討状況

(1) 相談からサービス利用までの流れ

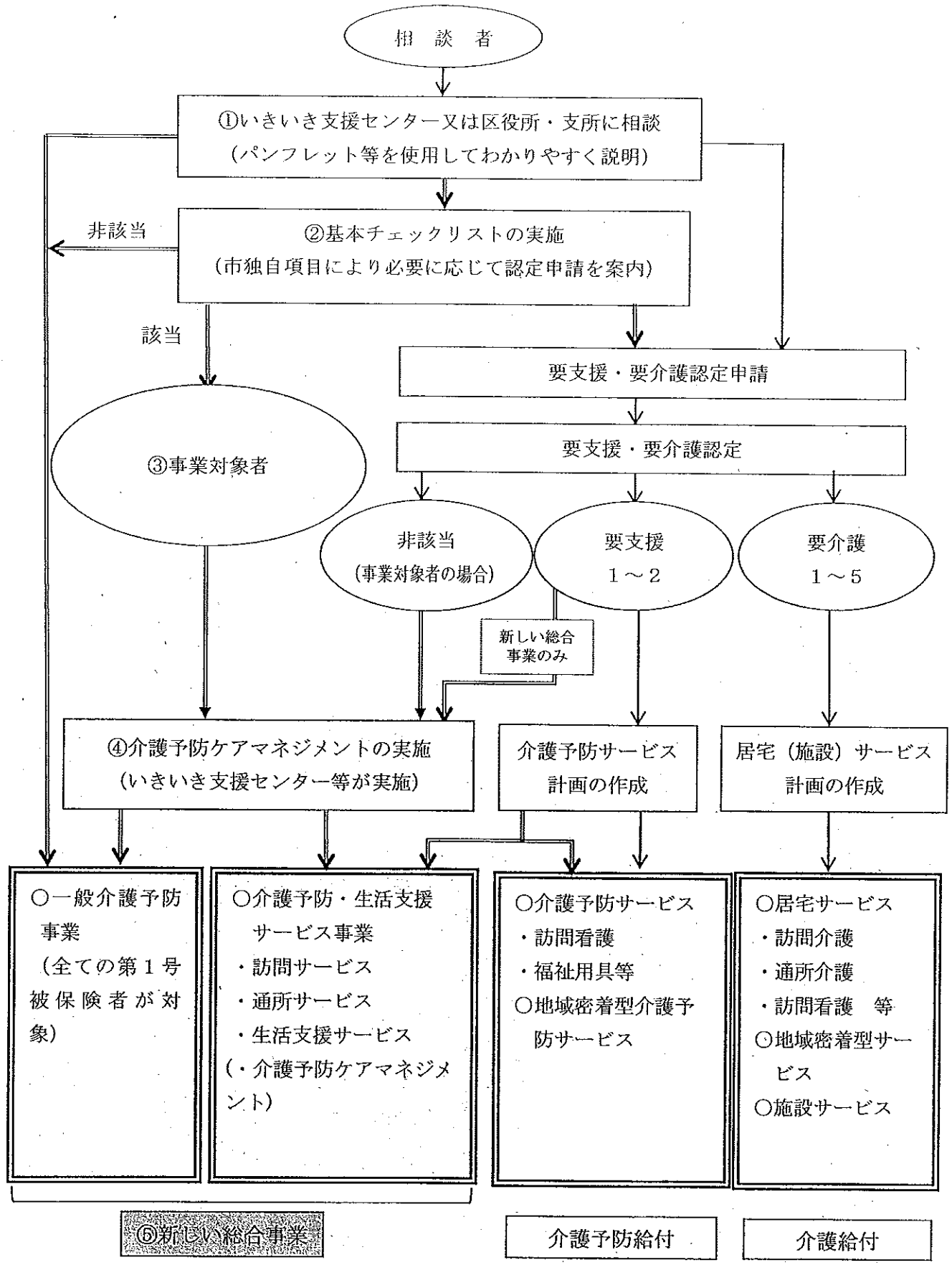
- ① いきいき支援センター又は区役所・支所に相談
 - ・パンフレット等を用いて、相談者から相談内容や希望するサービス内容を聴き取り、基本チェックリストの実施の要否について確認する。
 - ・明らかに要支援・要介護認定申請（以下「認定申請」という。）が必要な場合や、予防給付（訪問看護、福祉用具等）又は介護給付によるサービス等を希望している場合は、認定申請を案内する。
 - ・一般介護予防事業の利用のみを希望している場合は、基本チェックリストの実施は不要。

- ② 基本チェックリストの実施
 - ・相談者に基本チェックリスト及び記載要領を配付し、相談者本人に記入していただく。
 - ・認定申請を案内すべき状態の者を把握するため、基本チェックリストは、国が定める25項目に市独自の13項目を追加したものにしており、市独自項目の結果を踏まえ必要に応じて認定申請を案内する。

- ③ 事業対象者の判定
 - ・原則即時で基本チェックリストの判定を行い、該当した場合は事業対象者として認定する。
 - ・基本チェックリストの判定の結果、非該当の場合は一般介護予防事業の利用に繋げる。

- ④ 介護予防ケアマネジメント
 - ・いきいき支援センター等は要支援者・事業対象者に対してアセスメントを行い、その結果に基づきケアプランを作成する。

- ⑤ 新しい総合事業の利用開始
 - ・要支援者・事業対象者はケアプランに同意したうえで新しい総合事業の利用を開始する。



※ 介護予防給付の訪問介護、通所介護を利用している要支援の方については、ケアマネジメントの結果に基づき、新しい総合事業開始後もこれまでと同様の専門型のサービスを利用することができる。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の内容

訪問サービス

- 予防専門型（従来と同一のサービス）
既存の訪問介護事業所による身体介護や生活支援
- 生活支援型
NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援
- 地域支えあい型
住民ボランティアによるゴミ出しや電球の交換等、日常のちょっとした困り事についての生活支援

通所サービス

- 予防専門型（従来と同一のサービス）
既存のデイサービスセンターでの機能訓練や入浴、食事の介護等
- ミニデイ型
デイサービスセンター等での「なごや介護予防・認知症予防プログラム」による機能訓練
- 運動型
デイサービスセンターやフィットネスクラブ等での、転倒を予防し、足腰の筋力を保つための軽い運動

生活支援サービス

- 自立支援型配食サービス
栄養改善を目的とした配食サービスの提供及び安否確認

介護予防ケアマネジメント

利用者の心身の状況や希望等を踏まえたケアプランの作成等

【訪問サービス】

	予防専門型 訪問サービス	生活支援型 訪問サービス	地域支えあい型 訪問サービス																								
サービス種別	現行の介護予防訪問介護と同等の基準の下、ホームヘルパーが家庭を訪問し、利用者の生活機能の維持・向上の観点から、身体介護、生活支援サービスを提供	NPO や協同組合、社協、シルバー人材センター等に所属するホームヘルパーに加え、一定の研修修了者等が家庭を訪問して、自立を目指した相談、指導のもと、日常の掃除・洗濯・家事等の生活支援サービスを提供	各学区の地域福祉推進協議会と連携し、一定の講習を受講した地域の元気高齢者等のボランティアが、ゴミ出しや電球の交換等、日常のちょっとした困りごとに対する生活支援サービスを提供																								
利用者	要支援者及び事業対象者	要支援者及び事業対象者	要支援者及び事業対象者を主に、それ以外の方の利用も可																								
事業主体	本市の指定を受けた法人	本市の指定を受けた法人 (予防専門型と一体的に実施可能)	各学区の地域福祉推進協議会 (以下「推進協」という。) (区社会福祉協議会がサポート)																								
サービス内容	身体介護 (入浴介助等) 生活支援 (掃除・洗濯・家事等)	生活支援 (掃除・洗濯・家事等)	高齢者の居場所づくり、見守り 日常のごみ出し、買い物支援、電球の交換等のちょっとした困りごとを支援																								
職員・担い手	介護福祉士・介護職員初任者研修修了者等の資格を有する介護職員	介護福祉士・介護職員初任者研修修了者等 名古屋市高齢者日常生活支援研修修了者の資格を有する介護職員	一定の講習を受講した地域のボランティアコーディネーター、元気高齢者等のボランティア																								
事業支給費	<ul style="list-style-type: none"> 現行の介護予防訪問介護の介護報酬と同額 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の介護予防訪問介護の介護報酬の7割程度 訪問介護における「生活援助中心型45分以上」の報酬単価をもとに積算 介護保険の処遇改善加算相当分も加味 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアコーディネーターの謝金として、1日1,000円を支給 (月24,000円を上限) 事務経費として、推進協ごと原則年10万円を上限に補助 ボランティアに以下のポイントを付与 (年500Pを上限) 																								
1単位=11.05円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>包括報酬 (月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月1,168単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月2,335単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月3,704単位 (要支援2のみ)</td> </tr> </tbody> </table>		包括報酬 (月)	週1回	月1,168単位	週2回	月2,335単位	週2回超	月3,704単位 (要支援2のみ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>包括報酬 (月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月 844単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月1,688単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月2,532単位 (要支援2のみ)</td> </tr> </tbody> </table>		包括報酬 (月)	週1回	月 844単位	週2回	月1,688単位	週2回超	月2,532単位 (要支援2のみ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動内容</th> <th>ポイント数 (1P=10円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活支援活動</td> <td>30分以上 10P 30分未満 5P</td> </tr> <tr> <td>見守り活動</td> <td>1月につき 5P</td> </tr> <tr> <td>サロン活動</td> <td>1時間につき 1P</td> </tr> </tbody> </table>	活動内容	ポイント数 (1P=10円)	生活支援活動	30分以上 10P 30分未満 5P	見守り活動	1月につき 5P	サロン活動	1時間につき 1P
	包括報酬 (月)																										
週1回	月1,168単位																										
週2回	月2,335単位																										
週2回超	月3,704単位 (要支援2のみ)																										
	包括報酬 (月)																										
週1回	月 844単位																										
週2回	月1,688単位																										
週2回超	月2,532単位 (要支援2のみ)																										
活動内容	ポイント数 (1P=10円)																										
生活支援活動	30分以上 10P 30分未満 5P																										
見守り活動	1月につき 5P																										
サロン活動	1時間につき 1P																										
利用者負担	事業支給費の1割または2割	事業支給費の1割または2割	希望者に地域支えあい手帳を交付 (実費として300円徴収)																								
限度額管理の有無	<p style="text-align: center;">あり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 要支援2: 10,473単位 要支援1及び事業対象者: 5,003単位 </div>	<p style="text-align: center;">あり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 要支援2: 10,473単位 要支援1及び事業対象者: 5,003単位 </div>	なし																								

【通所サービス】

原則6ヶ月のプログラムを終了することで、支援が必要な状態から回復し、元気高齢者になることを目指す。

(参考)

一般介護予防事業として実施

	予防専門型 通所サービス	ミニデイ型 通所サービス	運動型 通所サービス	高齢者サロン												
サービス種別	現行の介護予防通所介護と同等の基準の下、デイサービスセンター等の施設において、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護サービスのほか、自宅までの送迎サービスも提供	人員基準を緩和した職員配置の下、デイサービスセンター等の施設において、自立した生活を目指し「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を実施	デイサービスセンターや老人保健施設、フィットネスクラブ等において、転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅で可能な軽い運動や体操等を実施	高齢者の居場所づくり、ふれあい活動を実施												
利用者	要支援者及び事業対象者	要支援者及び事業対象者	要支援者及び事業対象者	孤立しがちな高齢者等												
事業主体	本市の指定を受けた法人	本市の指定を受けた法人 (予防専門型と一体的に実施可能)	本市の指定を受けた法人等	地域団体やNPO、協同組合、社会福祉法人等多様な主体による実施を想定 (区社会福祉協議会がサポート)												
サービス内容	機能訓練、レクリエーション等既存の介護予防通所介護と同様のサービス	原則6カ月間の「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練等	原則6カ月間の運動プログラムを実施	高齢者の交流の場 趣味の集まり 住民主体の食事会 等												
職員・担い手	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者 看護職員、機能訓練指導員等	「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の研修を受けた介護職員等	機能訓練指導員 介護予防運動指導員等	地域住民主体のボランティア												
事業支給費 1単位=10.68円	<ul style="list-style-type: none"> 現行の介護予防通所介護の介護報酬と同額 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>包括報酬(月)</td> </tr> <tr> <td>週1回</td> <td>月1, 647単位</td> </tr> <tr> <td>週2回以上</td> <td>月3, 377単位(要支援2のみ)</td> </tr> </table>		包括報酬(月)	週1回	月1, 647単位	週2回以上	月3, 377単位(要支援2のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 現行の介護予防通所介護の介護報酬の8割程度 小規模通所介護における「要介護者1の2時間以上3時間未満」の報酬単価をもとに積算 介護保険の処遇改善加算相当分も加味 6ヶ月で自立、または改善した場合は、報酬の上乗せを検討 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>包括報酬(月)</td> </tr> <tr> <td>週1回</td> <td>月1, 371単位</td> </tr> </table>		包括報酬(月)	週1回	月1, 371単位	<ul style="list-style-type: none"> 現行の二次予防事業「得トク運動教室」と同程度の報酬 <table border="1"> <tr> <td>1回あたりの報酬</td> <td>230単位</td> </tr> </table>	1回あたりの報酬	230単位	サロンの規模・実施回数に応じて、開設・運営経費を助成
	包括報酬(月)															
週1回	月1, 647単位															
週2回以上	月3, 377単位(要支援2のみ)															
	包括報酬(月)															
週1回	月1, 371単位															
1回あたりの報酬	230単位															
利用者負担	事業支給費の1割または2割	事業支給費の1割または2割	事業支給費の1割または2割	おやつ代等の実費												
限度額管理の有無	あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	なし												

【生活支援サービス】

	自立支援型配食サービス
サービス種別	自立した生活や栄養改善、身体能力の維持・向上のため、1日1食を限度とした配食サービスを提供。併せて利用者の安否確認を行い、必要な場合に関係機関へ連絡。
利用者	事業対象者（※）
事業主体	本市の指定を受けた法人
サービス内容	1日1食を配食 配食時の安否確認
事業支給費	1食あたり200円 (配送及び安否確認に要する経費)
利用者負担	事業支給費の1割または2割
限度額管理の有無	なし

【介護予防ケアマネジメント】

	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
サービス種別	・アセスメントを行い、ケアプランを作成し、併せて対象サービス事業者等との利用調整を実施	・アセスメントを行い、ケアプランを作成し、併せてサービス事業者等との利用調整を実施 ・通所サービス利用後は、高齢者サロン（一般介護予防事業）等へ積極的につなぐ	・アセスメントのみを行い、対象サービスの利用調整を実施
利用者	要支援者及び事業対象者		
事業主体	いきいき支援センターへ業務委託 (居宅介護支援事業者への再委託も可)		いきいき支援センターへ業務委託
対象サービス	・予防専門型訪問サービス ・予防専門型通所サービス	・生活支援型訪問サービス ・ミニデイ型通所サービス ・運動型通所サービス	・地域支えあい型訪問サービス ・自立支援型配食サービス ・高齢者サロン等、本市における一般介護予防事業等
ケアマネジメントのプロセス	①アセスメントの実施 ②ケアプラン原案作成 ③サービス担当者会議の実施 ④利用者への説明・同意 ⑤ケアプランの確定・交付 ⑥サービス利用開始 ⑦モニタリング【給付管理】		①アセスメントの実施 ②ケアマネジメント結果案作成 ③利用者への説明・同意 ④利用するサービス提供者等への説明・送付 ⑤サービス利用開始
	面接は3月に1回実施	面接は6月に1回実施	
事業支給費 1単位=11.05円	・現行の介護予防支援の介護報酬と同額 基本単位数：430単位		・現行の介護予防支援の介護報酬の5割程度 基本単位数：208単位
利用者負担	なし		

※ 要支援者は「生活援助型配食サービス（市町村特別給付）」を利用。

(3) 主な一般介護予防事業の内容

類 型	事業名	概 要
介護予防普及 啓発事業	いきいき教室	高齢者全体に広く介護予防を推進するため、各区保健所等において、認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催し、介護予防の普及啓発を行う。
	なごや健康カレッジ	大学などと連携し、科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を行う。
	松ヶ島における健康づくり事業	休養温泉ホーム松ヶ島において、保健師などによる健康相談や健康講話を定期的に行うとともに、健康指導を中心とした宿泊プランを提供する。
地域介護予防 活動支援事業	高齢者はつらつ長寿推進事業	コミュニティセンターなどの身近な場所でレクリエーションなどを通し、自主活動(仲間づくり)の支援を行う。
	高齢者サロン推進事業	孤立しがちな高齢者等が集えるサロン(集いの場)の運営、サロン活動を実践するキーパーソンの育成やネットワークづくりを併せて推進する。
	福祉会館認知症予防事業	高齢者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげる。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域サロン活動等支援事業	地域における介護予防の取り組みを強化するため、サロン等住民主体の場へ各保健所の専門職が訪問し、自立支援に資する取り組みを促す仕組みを構築する。

注：その他、上記の事業を推進するための事業として「一般介護予防事業評価事業」や「介護予防把握事業」を実施する。

注：事業名は仮称であり、今後の検討において変更する可能性がある。

(4) 新しい総合事業に関する広報

○ 市民への周知

- ・新しい総合事業のパンフレットを作成し、区役所や支所、いきいき支援センターにて配布
- ・広報なごや、名古屋市ホームページ、NAGOYA かいごネットへの掲載
- ・居宅介護支援事業所ガイドブック（28年度版）等への掲載

○ 65歳以上の方（第1号被保険者）への周知

介護保険料の暫定賦課通知や確定賦課通知、要介護認定結果通知の送付時に新しい総合事業に関するチラシを同封

○ 新しい総合事業に移行対象となる利用者への周知

①介護予防給付から移行する利用者（要支援者）

- ・平成28年1～3月の間に、いきいき支援センターや居宅介護支援事業所の担当のケアマネジャーが、利用者全員へ訪問時（モニタリング時）にチラシ等を用いて個別に説明を実施
- ・訪問介護または通所介護を利用している方は、平成28年4月以降の要支援認定更新時期に移行手続きを実施し、平成29年5月までに順次新しい総合事業へ移行

②二次予防事業から移行する利用者

- ・平成28年1～3月の間に、いきいき支援センター職員が、二次予防事業利用者全員に訪問時等に個別に説明を実施
- ・二次予防事業のうち「得トク運動教室」、「高齢者自立支援訪問事業」、「高齢者自立支援配食サービス事業」を利用している方は、平成28年3月～5月の間に移行手続きを実施し、平成28年6月に一斉に新しい総合事業へ移行

○ 事業者への説明

新しい総合事業のサービスへの参入を検討する事業者に対し、平成27年12月に事業者説明会を開催

(5) 今後のスケジュール (予定)

時 期	事 項
平成27年12月	事業者への説明会を開催
平成28年 1月	現行の介護予防給付及び二次予防事業から、新しい総合事業に移行する利用者への事前説明を開始
2月	事業者の指定申請受付を開始
3月	新しい総合事業への移行手続きを順次開始
5月	新規利用者の相談受付を開始
6月～	新しい総合事業の実施
8月～	各事業の検証・評価 名古屋市高齢者施策推進協議会への報告・意見聴取
平成29年 4月～	新しい総合事業の本格実施

(参考)

基本チェックリスト(名古屋市 介護予防・日常生活支援総合事業)

事業対象者を判定するため
国が定める25項目

区分	No.	質問項目	回答		
日常生活の状況	1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ	(ア)
	2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ	
	3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ	
	4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ	
足腰の状況	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	(イ)
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ	
	8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ	
	9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ	
	10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ	
栄養状況	11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ	(ウ)
	12	肥満度(BMI ※)は18.5未満ですか。 ※ BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)	はい	いいえ	
お口の状況	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ	(エ)
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ	
	15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ	
こもりの閉じ	16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	(オ)
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ	
忘れもの	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ	(カ)
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ	
	20	今日が何月何日かわからないときがありますか	はい	いいえ	
ここ2週間の気持ち	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ	(キ)
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ	
	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ	
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ	
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ	

要介護認定申請の必要性を確認
するため本市が定める13項目

実施可能な日常生活活動の状況	26	1人で外出できますか	はい	いいえ	(ク)
	27	バスや電車を使って移動できますか	はい	いいえ	
	28	日用品の買物ができますか	はい	いいえ	
	29	請求書の振込み(窓口、ATMなど)ができますか	はい	いいえ	
	30	お金の管理ができますか	はい	いいえ	
	31	電話番号を調べることができますか	はい	いいえ	
	32	足のツメを自分で切れますか	はい	いいえ	
	33	掃除機がけができますか	はい	いいえ	
	34	薬の管理ができますか	はい	いいえ	
	35	家の鍵の管理ができますか	はい	いいえ	
	36	食事を作れますか	はい	いいえ	
	37	電子レンジを使えますか	はい	いいえ	
	38	ガスコンロ(ガスレンジ)を利用できますか	はい	いいえ	

○基本チェックリストにおける判定基準

下記①～⑦の一つでも当てはまる場合には、事業対象者と判定される。

下記⑧に当てはまる場合には、要介護認定申請を案内する。

※基本チェックリスト様式の回答欄のうち、網掛けした項目の数を集計して判定する。

事業対象者判定の基準		
①	(ア)～(カ)のうち10項目以上に該当	(複数の項目に該当)
②	(イ)のうち3項目以上に該当	(運動機能の低下)
③	(ウ)の2項目の全てに該当	(低栄養状態)
④	(エ)のうち2項目以上に該当	(口腔機能の低下)
⑤	(オ)のうちNo.16に該当	(閉じこもり)
⑥	(カ)のうち1項目以上に該当	(認知機能の低下)
⑦	(キ)のうち2項目以上に該当	(うつ病の可能性)

要介護認定申請案内の基準		
⑧	(ク)のうち6項目以上に該当した場合	(認定申請の必要性)

